

ヨーロッパにおける「私学の自由」と 私学助成の法的構造

結 城 忠¹

目次

- 1 ヨーロッパにおける私学の概況と「私学の自由」法制
 - 1-1 私学の概況
 - 1-2 「私学の自由」法制
- 2 ドイツにおける「私学の自由」と私学助成
 - 2-1 「私学の自由」の法的構造(季刊『教育法』160号)
 - 2-2 私学助成の法的構造(『白鷗大学教育学部論集』第7巻第2号)
- 3 オランダにおける「私学の自由」と私学助成(拙著『教育の自治・分権と学校法制』)
 - 3-1 憲法による「教育の自由」の保障
 - 3-2 私立学校と公立学校の財政平等の原則
- 4 デンマークにおける「私学の自由」と私学助成
 - 4-1 私学の現状
 - 4-2 「教育の自由」の文化的伝統と「親の教育の自由」の憲法上の保障
 - 4-3 「私学の自由」
 - 4-4 私学に対する公費助成
- 5 ベルギーにおける「私学の自由」と私学助成
 - 5-1 私学の現状

¹白鷗大学教育学部

- 5-2 「教育の自由」の憲法上の保障と憲法上の権利としての私学助成請求権
- 5-3 国の財政支援をうけた「自由な学校」としての私学
- 5-4 私学に対する公費助成
- 6 スペイン、フィンランド、ノルウエーにおける「私学の自由」と私学助成
 - 6-1 スペイン
 - 6-2 フィンランド
 - 6-3 ノルウエー

1 ヨーロッパにおける私学の概況と「私学の自由」法制

1-1 私学の概況

1-1-1 私学の類型

改めて書くまでもなく、ヨーロッパ諸国の教育制度は多様であり、そこで私立学校の有りようも国によって各様であるが、私学の理念的性格としては、大きく、宗教系私学と非宗教系（世俗的）私学の2種類に分かれている。前者は、歴史的にも、今日においても、ヨーロッパ私学の主流を形成しているもので、カトリック系私学やプロテスタント系私学がこれに属する。法的には、親の宗教教育権（Das konfessionelle Elternrecht）ないし子どもの「宗教教育をうける権利」に対応した私学である。このような宗教系私学には寄宿学校が少なくない⁽¹⁾。

後者の世俗的私学には、その教育上の理念や内容ないし設置主体により、下記のような種別が認められる。

第1は、特定の教育思想や教育方法に基づいて独自の教育実践を行う私学で、講学上、「特別な教育的特性を有する学校」（Schulen besonderer pädagogischer Prägung）と分類されている私学である。その大半はいわゆる「改革教育学」（Reformpädagogik）の流れに属し、これに立脚した私学で、具体的には、たとえば、つぎのような学校がこれに属する。

R.シュタイナーが人智学（Anthroposophie）を基にドイツで設立した

(1919年)自由ヴァルドルフ学校 (Freie Waldorfschule)。A.S.ニイルの創設 (1921年)にかかるサマーヒル学校(イギリス)。イタリア人医師M.モンテッソーリが1907年に開設した「子どもの家」(Casa dei bambini)に由来するモンテッソーリ学校。ドイツ・イエナ大学教授P.ペーターゼンの教育理論にもとづいて設立されたイエナ・プラン学校 (Jenaplanschule)。C.フレネの教育思想:「生活から—生活のために—労働によって」を教育理念として掲げ、フランスで生まれたフレネ学校。アメリカ人教員H.パークフルストのイニシアティブで設置され (1919年)、今日、オランダで数多く見られているダルトン・プラン学校 (Daltonplanschule)。H.リーツの教育思想にもとづいて1898年にドイツで創設をみた田園教育舎 (Landerziehungsheim)、などがその例である⁽²⁾。

第2は、いわゆるエリート教育を標榜する私学。長い歴史と独特の伝統を擁し、社会の各分野で数多くの指導者を輩出してきているイギリスのパブリック・スクール (public school) が、その典型である。

第3は、一般にオールタナティブ・スクールと称されている私学である。呼称は国によって一様ではなく、たとえば、ドイツでは「自由な学校」(Freie Schule)、デンマークでは「小さな学校」(Lilleskoler)、そしてスイスやオーストリアでは「民主的で創造的な学校」(Demokratisch-kreative Schule)と呼ばれている。1970年代前半、旧来の公立学校批判として、草の根民主主義の立場から、反権威主義的教育 (antiautoritäre Erziehung) を追求する親グループによって設立された学校である⁽³⁾。

第4の類型としては、慈善団体の設置にかかる私学が挙げられる。そのほとんどは職業教育施設を兼備した、障害児のための特別学校 (Sonderschule) である。

第5は、その国に在住する外国人のための学校としての私学である。たとえば、ドイツのシュレスビヒ・ホルシュタイン州には正規の学校としての少数派デンマーク人学校 (Schulen der dänischen Minderheit) が54校存在しており、しかもドイツの私学と同様の基準により公費助成を受ける

ところとなっている⁽⁴⁾。

第6は、職業団体や労働組合が設置した学校で、職業上の教育訓練や継続教育を任とする学校である。ただ私学とは言っても、その性格はわが国の専修・各種学校に近い。

なお付言すれば、ヨーロッパにおいては、わが国とは異なり、公立学校の量的補完型の私学はほとんど存在していない、という現実が見られている。私学の存在意義や役割と係わって、刮目に値すると言えよう。

1-1-2 初等・中等教育における私学の割合

初等教育および中等教育において私学が占める割合は、その国の歴史的背景や政治体制、宗教・文化・教育伝統、とりわけ「私学の自由」の法的保障の存否などと係わって、国によって大きな差が見られている⁽⁵⁾。

私学がもっとも栄えている国、その国の教育において私学が格別に重きをなしている「私学優位国」のトップは、オランダとベルギーである。2000年現在、オランダにおける私学と公立学校の割合（児童・生徒数）は、初等教育で68.2対31.8（%）、中等教育で73対27（%）となっており⁽⁶⁾、またベルギーでは（フランドル共同体）、初等教育で63.9対36.1（%）、中等教育で74.7対25.3（%）の割合となっている。

大雑把に言えば、この両国においては、初等教育および中等教育ともに、7対3の体制で私学が公立を量的に大きく凌駕している状況にある。

なおアイルランドにおいても、中等教育段階では私学が62.3%を占めているが、しかし初等教育では0.9%に過ぎず、ユニークな私学現実を呈するところとなっている。

次いで私学の比率が高いのはスペインで初等教育で33.3%、前期中等教育で30.2%、後期中等教育で31.7%となっており、フランスがそれぞれ14.7%、20.8%、20.6%で、これに続いている。

またデンマークでは初等教育で20.5%、中等教育で8.7%を占めており（学校数）、以下、つぎのような状況にある。ポルトガル（初等=9.9%、中

等＝15.4％）、オーストリア（初等＝4.0％、中等＝14.7％）、イングランド（初等・中等＝8.8％）、ギリシャ（初等＝7.4％、中等＝6.6％）、イタリア（初等＝6.8％、前期中等＝3.4％、後期中等＝6.1％）。

一方、スイス、フィンランド、スウェーデン、ノルウェーなどでは、初等・中等教育段階のいずれにおいても私学の割合は低く、1.1％（ノルウェーの初等）16.2％（フィンランドの中等）の範囲内にある。

なおドイツにおいては近年いわゆる「私学ブーム」（Privatschul-Boom）という現実が見られており⁽⁷⁾、2011年現在、私立学校の数是一般陶治学校が3,373校（全学校数の9.8％）、職業学校が2,038校（全学校数の23.0％）を数えており、1999年と比較するとそれぞれ35.5％と46.2％の増となっている⁽⁸⁾。

1-2 「私学の自由」法制

すでに言及したように、「私学の自由」を憲法上の基本権として憲法史上最初に保障したのは1795年のフランス憲法であるが、その後この憲法上の教育法理はベルギー憲法（1831年）やオランダ憲法（1848年）をはじめ19世紀ヨーロッパ諸国の憲法に継受され、さらに20世紀憲法によっても基本的に承認されて今日に至っている。

こうして今日、ヨーロッパ諸国においては、既述した通り、「私学の自由」を憲法上明示的に保障している国が少なくないのであるが、この自由を明記していない国においても当然に憲法上の保障をえていると解されている⁽⁹⁾。

つまり、いうところの「私学の自由」はヨーロッパ全体の憲法（gesamteuropäisches Verfassungsrecht）の構成要素をなしており、その基盤を形成しているヨーロッパの文化的統一のための共通の要素となっているものと捉えられている⁽¹⁰⁾。

ちなみに、2000年12月に合意されたEU（ヨーロッパ連合）のニース条約も、以下のように書いて、域内における「私学の自由」保障を確認してい

る（14条3項）。

「教育施設を設置する自由は、民主的な原則ならびに自己の宗教的・世界観のおよび教育的信念に従ってその子を教育する親の権利の尊重のもとに、・・・各国の法律により尊重されるものとする」。

そして同条約の有力なコンメンタールによれば、上記条項は親の教育施設を選択権を考慮して創設されたもので、この親の権利に対応した「私学の自由」を保障したものである。また親の教育権に関して、従来の宗教的・世界観の信念にもとづく教育に加えて、教育的信念（Erzieherische Überzeugungen）にもとづくそれを保障しており、かくして、たとえば、改革教育学に立脚する私学は当然に本条の保護領域に含まれることになる、と解されている⁽¹¹⁾。

なおこの二条約は目下のところ法的拘束力を有してはいないが⁽¹²⁾、しかし同条約はEUにおいて妥当している確立した価値秩序（Werteordnung）をなしていることは疑いを容れないとされる⁽¹³⁾。

ところで、以上にくわえて、1984年3月、ヨーロッパ議会が「ヨーロッパ共同体における教育の自由に関する決議」をし、私学の自由と私学助成に関して、つぎのような原則を定立していることは殊更に重要である。こう謳っているのである⁽¹⁴⁾。

「教育の自由権から本質かつ必然的に（wesensnotwendig）、この権利の現実の行使を財政上可能にする加盟国の義務、ならびに私学がその任務を遂行し、義務を履行するために必要な公的助成を・・・公立学校が享受しているのと同じ条件で保障する加盟国の義務が導かれる」（第9項・傍線筆者）。

もとより、この決議は宣言的な性格をもつにすぎず、その現実化は各国の教育政策上の決定に委ねられているのであるが、ただEU市民の民主的政治意思を表明する唯一の機関であるヨーロッパ議会がかかる決議をした意義は大きく、実際、それは各国の教育政策に重要な影響を与えてきているとされている。

4 デンマークにおける「私学の自由」と私学助成

4-1 私学の現状

近年、デンマークにおいては私学が増加傾向にあるが、2000年現在、国民学校（folkeskole・義務教育の始期＝6－7歳・9年制）2158校のうちの443校（20.5%）を私学（friskole）が占めている。また後期中等学校（ギムナジウム）に占める私学の割合は8.7%（19校）となっている⁽¹⁵⁾。

私学の類型としては、国民学校領域では、デンマークの国民的思想家、N.グルンビッヒ（Nikolai Grundtvig）の教育思想を基に設立されたデンマークに特有な伝統的私学がもっとも多く（172校）、私学全体の約4割を占めている（172校）。次いで実科的私学（Realskoler）が多く（112校）、宗教系私学がこれに続いている（70校超）。以下、社会主義的なオルタナティブ学校である「小さな学校」（Lilleskoler）、自由ヴァルドルフ学校（20校）、私立インターナショナル・スクールの順になっている⁽¹⁶⁾。

また国民学校以外の領域における私学としては、上述のギムナジウムの他に、第8学年から第10学年の生徒を対象とする寄宿制の継続学校（Efterskoler）が215校見られている。この継続学校は約6割が一般陶冶学校であるが、職業準備学校、宗派学校、障害児学校なども見られ、その種類は多様である⁽¹⁷⁾。

さらに18歳以上の成人を対象とする私立の市民大学が109校を数えており、また北シュレスビッヒ地方にはドイツ人私立学校が15校存在している。

4-2 「教育の自由」の文化的伝統と「親の教育の自由」の憲法上の保障

4-2-1 親の「学校に代わる私教育の自由」（家庭義務教育の自由）

ベルギー憲法（1831年）の影響をうけて1849年に制定を見たデンマーク憲法は、国民学校における教育の無償性を明記したうえで（76条1項）、つぎのように書いて、「親の教育の自由」を憲法上明示的に保障した⁽¹⁸⁾。

「国民学校の教育において求められている要請に一般的に対応する教育を、子どもが受けることができるように自ら配慮する親ないし後見人は、

状況にある。ちなみに、1976年の学校法も「教育における親の第1次的な権利と責任」を確認的に明記しており、そして1993年の学校法はこの法理をさらに拡大・強化している⁽²¹⁾。

敷衍すると、デンマークにおいては教育は本来「国家の事項」ではなく、「親の事項」であるとの基本的認識が歴史的にひろく定着しており、かくして「親の教育の自由」を基軸とする教育における各種の広範な自由は、フォーマルな制度や法律によって確認される以前の、デンマーク社会における自明の前提ないし国民文化に属していると捉えられるに至っている⁽²²⁾。

なおオランダ憲法における「教育の自由」が自由権的基本権であると同時に「教育への自由」という積極的・能動的権利であるのとは異なり、デンマーク憲法が保障する「教育の自由」は、デンマークの通説的な憲法学説によれば、基本権の類型としては、あくまで伝統的な自由権・防御権のカテゴリーに属しており、したがって、たとえば、後述する私学の公費助成請求権などの国家に対する給付請求権を根拠づけるものではないと解されている⁽²³⁾。

4-3 「私学の自由」

4-3-1 私学を設置する自由

上述のように、現行のデンマーク憲法は自由主義的な教育伝統を背景に「親の教育の自由」を憲法上の基本権として保障しているのであるが、歴史的にも、今日においても、この「親の教育の自由」は第1次的には「私学の自由」に強く対応し、その法的内容の一部をなしてきている、ということが重要である。

それどころか、「デンマークの私立学校は法原理的には家庭教育の組織化形態に他ならない。つまりそれは親の学校 (Elternschule) なのである」と概念規定され、したがって、「規模とそのもつ意義により、私学に対する法的規制は存在するが、しかしそれは、デンマークにおいては既に広く

国民的なコンセンサスが成立している『学校の自由』という高度な文化的財産を侵害するものであってはならない」と捉えられるところとなっている⁽²⁴⁾。

こうしてデンマークにおいては「親の教育の自由」には「私学を設置する自由」（学校創りの自由）が当然に含まれていると解されており、しかもドイツの私学法制における認可留保制（Genehmigungsvorbehalt）とは異なり、私学の設置に際しては、所定の児童・生徒数だけが定められているだけで（設立初年度：12人、設立後2年目：20人、設立後3年目：28人）、教育行政機関による認可は必要とされておらず、ただ届出義務が課されているにすぎない。

ただ私立学校は教育法制上、民法上の教育施設として位置づけられており、したがって、その定款については教育大臣の認可が要件とされている。私学の設置主体は親などの私人ないし民法上の組織・団体となっている⁽²⁵⁾。

4-3-2 私学における教育の自由

既述したように、デンマークにおいては、上述した「親の教育の自由」の憲法による保障をうけて、学校教育制度は「親の教育権・教育の自由」を基軸として構成されており、そこで公立学校領域においても各学校にきわめて広範な教育上の自律権が保障されているのであるが（教育における地方自治体自治の保障の下での学校・教員の教育上の自律性の保障、親代表を過半とし教員・生徒代表から構成される「学校の教育自治機関としての学校会議」の設置など）⁽²⁶⁾、デンマークの教育学者が指摘するところによれば、「デンマークの私学は教育内容・教育課程、教材・教具、教育方法、学校の組織構造・組織編制に至るまで、ヨーロッパの文脈においてもほとんど信じ難いような広範な自由を享有している」とされている⁽²⁷⁾。

実際、1991年に制定された新私立学校法も「教育の自由」の基幹法理を改めて確認したうえで、法定の最低基準を充足する限り、私学はその教育

について包括的な教育上の自律権を有すると規定している。ちなみに、この点と係わって、国民学校法（1994年）にも次のような規定が見えている。

「個人立の学校は、第1条（国民学校の目的・筆者注）にもとづき、所定の法的枠組みの範囲内で教育の質を国民学校の教育目的に対応するように維持する責任を負う。また個人立の学校は、学校自身で教育のための計画や組織に関する決定をしなければならない」（2条2項）⁽²⁸⁾。

こうして私学に対する学校監督は最低限の法監督=合法性に関する監督だけに限定されており、それどころか学校監督官の選任に当たっては私学の側にその選考過程への参加権が保障されるところとなっている。

ただ後期中等教育の領域においては私学の教育上の自律権はやや縮減され、この段階の私学は国の教育課程基準に拘束されると解されている。

この結果、たとえば、自由ヴァルドルフ学校の第11学年と第12学年については、その修了資格は公立学校のそれと同等なものとは認められておらず、またこれらの学年は私学助成の対象から除外されるところとなっている⁽²⁹⁾。

4-4 私学に対する公費助成

デンマークの学校制度に特徴的な「教育の自由」「学校の自由」という基本理念は私学に対する公費助成の面でも原理的に反映されている。これらの自由を財政的に担保するものとしての私学助成という位置づけである。

私学に対する公費助成については、上記1991年の新私立学校法で規定されているが、同法にもとづく助成制度の概要とその実態は以下のようになっている⁽³⁰⁾。

①私学は新私立学校法によって新たに導入された財政手続きにより、公立学校の児童・生徒1人当たりに対して支出される教育費を単価として、当該校の児童・生徒数に応じた公費助成をうける権利をもつ〈私立学校と公立学校の教育費平等の原則〉。ただしここにいう私学の教育費には親が支払う授業料も含まれる。また学校の設置に際しては、設置者は共同体から

きわめて低金利の貸付けをうけることができる。

②私学に対する公費助成の根拠は大きく、私学教育の独自性が文化的多様性をもたらすこと、私学の存在が公立学校教育費の節減をもたらしていることに求められている。

③私学に対する公費助成は費目を限定しない一括助成方式が採られており、その額は経常経費の82%～85%に達している（15%～18%が授業料や寄付金によるということ）。

④私学は独自に教員を養成し任用する権利を有しているにも拘わらず、教員の処遇については「私立学校と公立学校の財政平等の原則」が妥当し、私学の教員は公立学校教員と同額の給料を保障される。

⑤私学助成の条件として、私学に対しては公立学校教育との「等価性」が求められている。こうして市町村評議会は私学における教育水準が公立学校のそれに匹敵しているかどうかについて監督権を有している。

⑥平均的な授業料を超えて高額な授業料を要求する私学は、私学助成請求権を失う。私学の身分学校化・エリート校化を防ぐためである。

⑦授業料を支払うことが困難な家庭の児童・生徒のために、私学は定員の10%を授業料免除とし別枠で確保する義務を負う。貧困層児童・生徒の私学選択権・私学教育をうける権利の保障を旨としている。

⑧上述のような公費助成の対象となる学年段階は原則として第1学年から第10学年までである。後期中等教育段階の私学が公費助成をうけるためには、教育課程、教員の資格、校長の任用、教職員の法的・経済的地位、学校に対する監督などに関して、公立学校に適用されているのと同一の基準を満たさなくてはならない。この結果、たとえば、自由ヴァルドルフ学校の第11学年と第12学年は公費助成の対象とされていない。

⑨「教育の自由」「学校の自由」「学校の多様性」の法原則はデンマークの文化に立脚しない私学にも適用され、こうしてイスラム教徒の設置に係る外国人学校も公費助成をうけることができる。

5 ベルギーにおける「私学の自由」と私学助成

5-1 私学の現状

先に触れたように、ベルギーはオランダとともに世界に名立たる「私学優位国」であるが、2000年現在、私立学校と公立学校の割合（児童・生徒数）は、フラマン共同体においては初等学校で64対36（%）、中等学校で75対25（%）となっており、またフランス語圏共同体にあつてはその割合はそれぞれ46対54（%）、57対43（%）となっている⁽³¹⁾。

私学の類型は大きく宗教系私学、世界観において中立な教育を標榜する非宗教系私学、改革教育学に立脚した私学の三つに分かれる。このうち宗教系私学が私学全体の約9割を占めており、その大半はカトリック系私学である。改革教育学の流れを汲む私学の数は言語圏によってかなり異なり、フラマン語圏では自由ヴァルドルフ学校が、フランス語圏ではフレネ学校が、またドイツ語圏ではイエナプラン学校がそれぞれもっとも多くなっている⁽³²⁾。

5-2 「教育の自由」の憲法上の保障と憲法上の権利としての私学助成請求権

1830年革命の所産として翌1831年に制定されたベルギー憲法は、「19世紀自由主義の典型的な産物」⁽³³⁾、あるいは「欧州での50年にわたる憲法史の経験の果実として・・・最もリベラルなものの典型」⁽³⁴⁾と評され、その後、多くの国の憲法が範とした憲法であるが⁽³⁵⁾、フランス革命期の憲法の流れを汲んで、次のように高唱した。「教育は自由である。これに対するあらゆる防圧措置は、これを禁ずる」（17条）。市民の民主的自由としての「教育の自由」の憲法上の基本権としての保障である。

1989年に大幅に改正された現行憲法は上記の「教育の自由」条項をそのまま継受するとともに（24条1項1文）、新たに共同体による「親の学校選択の自由」の尊重義務を憲法上明記し（同条同項2文）、併せて共同体の「教育の中立性」確保義務、とりわけ親と子どもの哲学的・イデオロギー

的・宗教的見解の尊重義務を規定した（同条同項3文）。

さらに基本的自由と基本的人権尊重の下での「教育をうける権利」を憲法上の基本権として改めて確認し（24条3項1文）、そしてこれを受けて「義務教育の無償性」の原則を憲法上明記した（同前）。くわえて、学齢児童・生徒に対して共同体による無償の道徳教育ないし宗教教育をうける権利を保障したうえで（24条3項2文）、つぎのような「法の下での平等」規定を設けた（24条4項）。

「すべての児童・生徒・学生、親および教職員と教育機関は、法律またはデクレの前に平等である。法律およびデクレは客観的な差異、とくに各学校設置主体に特有で、しかも設置目的に適った取扱いを要請するメルクマールを考慮しなければならない」⁽³⁶⁾。

そしてここで格別に重要なのは、ベルギーにおいては、上記のような憲法の諸条項の構造的・体系的な解釈から、私立学校の公費助成請求権が憲法上の権利として導かれる、と解されていることである⁽³⁷⁾。

なおベルギーはフラマン語、フランス語、ドイツ語の3言語圏の「共同体」（統治行政区）から構成される連邦国家であるが、1989年の憲法改正以来、教育や文化に関する権能は原則として各「共同体」に属しており⁽³⁸⁾、連邦の権限は就学義務の始期と終期の確定、大学卒業資格の最低条件の確定および教員の年金制度に関する事項に限られている（憲法127条1項ほか）。

5-3 国の財政支援をうけた「自由な学校」としての私学

ベルギーにおいては、上述した「教育の自由」の憲法上の保障をうけて、私人をはじめ各種の組織・団体に憲法上の権利として「私学を設置する権利」が保障されているのであるが、こうして設立された非公立学校セクターは、私立学校という名称ではなく、「自由な教育セクター」、より正確には「国から財政支援をうけた自由な学校制度」として位置づけられている⁽³⁹⁾。「自由な学校」（私立学校）は、1959年に締結されたいわゆる「学校協定」

によって、教育計画、教育課程、教授組織、教育方法、学校の組織編制、人事および予算の使用などに関してきわめて広範な自由が認められている⁽⁴⁰⁾。ちなみに、OECDの調査によると、これらの領域における学校の自律性・決定権の度合い・範囲は、公立学校の場合は26%であるのに対し、「自由な学校」にあっては73%に及んでいるとされている⁽⁴¹⁾。

ところで、ベルギーにおいてもドイツやオランダなどと同じく、「私学の自由」の憲法上の保障の当然の帰結として、私学に対しては公立学校教育との「同種性」ではなく、「等価性」が求められているのであるが、このコンテキストにおいて、「私学の自由」とこれに対する公共規制をめぐって次のような私学争訟事件が起きている。

1995年2月、フラマン共同体は私学をも規律対象とする新学校法を制定したのであるが、同法は生徒が習得すべき資質・能力や学校の教育内容に関して詳細に規定していた。そこで改革教育学に立脚する自由ヴァルドルフ学校がこれに対して厳しく異を唱えて提訴したのであるが、フラマン共同体の憲法裁判所は以下のように判じて（1996年12月18日判決）、上記学校法は「私学の自由」を侵害し違憲であるとの見解を示している⁽⁴²⁾。

『『教育の自由』を保障し、これに対するあらゆる防圧措置を禁止したうえで、親の学校選択の自由を保障している憲法24条1項は、様々な世界観の学校を設置する権利と学校を選択する権利を保障しているだけでなく、特定の教育観に立つ私学教育の独自性をも保障するものである。

憲法24条1項の意味における『教育の自由』は学校の設置主体に対して、公費による助成をうけて、特定の教育観によって根拠づけられた独自の教育を組織し、それを提供する権利を保障したものである。

たしかに私学が有する公費助成請求権には適切な教育を提供しなければならないという『公共の利益』、一定の生徒数、財政支援の可能性などの制約が存する。しかしその範囲内において私学助成に関する最低条件を定めることは可能である。

しかし1995年2月22日に制定された学校法は、初等学校教育の各段階ご

との目的と最終的な目的を広範かつ詳細に規定している。そこにおいては共同体が自己の教育プロジェクトを遂行し実現するための目的規定がなされており、『教育の自由』領域があまりにも狭いものとなっている。基本的人権と基本的自由の尊重の下で、教育の質と適切な教育内容を確保して特定の教育観に立脚した教育を行っている自由ヴァルドルフ学校のような教育施設に対して、この面における一定程度の差異を認容する手続きを立法者が自ら制度化することなく、学校教育の各段階ごとの目的と最終的な目的を規定したことは、憲法17条1項によって保障された『教育の自由』を侵害するものである」。

5-4 私学に対する公費助成

既述したように、ベルギーにおいては、私学は憲法24条によって憲法上の権利として公費助成請求権を有していると解されており、そこで国の教育予算（1989年以降、教育財政権は3共同体に帰属）は公立学校と私立学校のそれぞれの生徒数に応じて比例配分するという、「公立学校と私立学校の教育費平等の原則」が憲法上の原則として確立している。

具体的には、私学は公立学校に適用されているのと同じの基準にもとづいて公費助成をうけており、こうして、たとえば、教員の給料は公立学校教員のそれと異なるところはない。それ以外の私学に対する経常費助成は費目を限定しないで包括方式で給付される。

ただ私学が公費助成をうけるに際しては、以下のような要件が法定されている⁽⁴³⁾。

- ①私学助成受給資格は学校設立後2年間の「待機期間」を経て発生する。
- ②義務教育の無償性の原則は私学にも適用され、この段階の私学は授業料を徴収することはできない。
- ③学校の組織・編成に関する法令を遵守すること。
- ④学校監督機関による学校監督を受け入れなくてはならない。
- ⑤卒業試験のレベルが公立学校のそれと同等であること。
- ⑥人口規模に応じて規定された最低数の児童・生徒がいなくてはならない。
- ⑦衛生上・警察法上

の規程を遵守しなくてはならない。

6 ス페인、フィンランド、ノルウエーにおける「私学の自由」と私学助成

6-1 スペインにおける「私学の自由」と私学助成

6-1-1 「教育の自由」「親の教育権」「私学設置権」の憲法上の保障

1978年に制定されたスペイン憲法27条は「何人も教育への権利を有する。教育の自由は、これを認める」（1項）と規定し、「教育への権利」と「教育の自由」を憲法上明記している。これをうけて「教育は民主的共存の原則ならびに基本的権利および自由を尊重し、人格の全面的な発展をはかることを目的とする」（2項）と書いて、教育の目的を憲法上宣明し、併せて「親の宗教教育権ないし道徳教育権」を憲法上の基本権として保障するとともに（3項）、下記のように規定して、「私学を設置する自由」を憲法によって保障している（6項）。

「法人および自然人は、憲法上の原則の尊重のもとに、教育機関を設立する自由が認められる」。

そして、以上の条項をうけて、「公当局は、法律上規定された要件を満たす教育機関を援助しなければならない」（9項）と定めており、ここから憲法上の義務としての私学に対する公費助成義務が導かれることになる⁽⁴⁴⁾。

6-1-2 国と私学との契約

スペインの私立学校は2つのタイプに区別される。「承認をうけた私学」(centros concertados)と「承認をうけていない私学」(centros no concertados)がそれぞれ、前者だけが公費助成をうけることができる。後者の「承認をうけていない私学」は一般的な認可手続きには服するが、学校の組織編制、教員の選任、児童・生徒の入学許可条件、学校規程の定立、学校財務等に関しては全的な自由を享有している。

私学が公費助成をうけるためには、フランスの私学もそうであるが、国

家と契約を結ばなくてはならない。国家との契約の締結は、ほんらい「国家からの自由」を享有している私学が、国法的規律に服することを意味する⁽⁴⁵⁾。

私学と国家との契約には「一般契約」と「特別契約」の2種類があり、1995年の教育法がこれについて具体的に定めている⁽⁴⁶⁾。

一般契約は義務教育段階の学校に適用されるもので、それによると、教員の人件費など経常経費のすべて（100%）が公費によって補助される。

他方、特別契約は費目ごとの部分補助を定めたものである。

なお、国と一般契約を締結した私学には、つぎのような義務が課されている。

- ①契約を締結した教科については授業料を徴収してはならない。
- ②生徒数と教員数の比率についての規定を遵守しなければならない。
- ③公立学校と共通のコア・カリキュラムに関する規程を遵守しなければならない。試験についても同様である。
- ④公立学校の入学許可基準に匹敵する基準にもとづいて児童・生徒を選抜しなければならない。
- ⑤契約外の教育活動も差別を助長したり、営利目的でなされるものであってはならない。
- ⑥教員の任用と解雇に際しては、法律が定める基準に準拠しなければならない。
- ⑦社会一般に対し当該私学は契約上の地位や学校の性格について情報を提供しなければならない。
- ⑧学校会議を設置し、教員、親、生徒の学校参加を制度的に確保し保障しなければならない。

6-2 フィンランドにおける「私学の自由」と私学助成

6-2-1 「私学の自由」の憲法上の保障と「法律の留保」

独立国家としてのフィンランド共和国が成立したのは1917年であるが、

その2年後の1919年に制定されたフィンランド憲法は下記のように書いて、「私学の自由」と「家庭教育の自由」（親の教育の自由）を憲法上保障した（82条）。

「私立学校およびその他の私的な教育施設を設置し、そこにおいて教育を組織する権利は、法律でこれを規定する。家庭教育は当局のいかなる監督にも服さない。」。

この条文から知られるように、フィンランド憲法は「私学の自由」を憲法上の権利として確認してはいるものの、その具体的な法制度形成は立法者に委ねており（法律の留保）、かくして本条からは「私学の自由」保障と係わって、次の2点だけが導かれると解されている。①国家に対する私学助成請求権は憲法上の権利としては予定されていない。②第2項の反対解釈から、私立学校に対しては国家の学校監督が及ぶ、がそれである⁽⁴⁷⁾。

本条をうけて、現行法制上、1990年制定の学校法が私学の設置認可や法的地位などについて定めているのであるが、同法は「私学を設置する自由」を法律レベルで改めて明記するとともに、自由ヴァルドルフ学校、フレネ学校、モンテッソーリ学校、自由オールタナティブ学校などのような、国際的に広く承認された教育原理を追求している私学は、行政機関による審査なしに認可されなくてはならないとの定めを置いている。

ただ私学の設置主体は公益の追求をもっぱらとする私人ないし団体（公益社団法人・財団など）に限られ、私学はいかなる場合においても営利の追求を旨としてはならない、と法定されている⁽⁴⁸⁾。

ちなみに、本法制定以前においては、自由ヴァルドルフ学校は私教育（家庭教育・フィンランドは義務教育の制度類型として「教育義務制」を採っており、「学校に代わる私教育・普通教育」を法認している）として学校制度の枠外に位置づけられ（自由ヴァルドルフ学校に関する法律・1977年など）、一般的な学校法は適用されなかったのであるが、本法により学校教育法制および自治体の教育行政に編入され、いわゆる代替学校として法的に位置づけられたのであった⁽⁴⁹⁾。

この結果、フィンランドにおいては1990年以降、改革教育学にもとづく私学がかなり増加したと報ぜられている⁽⁵⁰⁾。

6-2-2 「私立学校と公立学校の財政平等の原則」と授業料無償性の原則

フィンランド憲法は教育財政条項を擁しており、そこにおいて次のように規定されている。

- ・79条＝「中等段階の一般陶冶および国民教育のための教育施設は、国の財政によって維持ないし支援される」。
- ・80条＝「・・・国および自治体の国民学校に対する財政上の支援義務については、・・・法律でこれを規定する。国民学校における授業は無償とする」。

この憲法条項を受けて、現行法制上、基礎学校法（基礎学校＝9年一貫の総合制学校・就学年齢・7歳～16歳）、中等教育学校法、職業教育学校法などの一般法の他に、特別法としての教育と文化に関する財政法（1998年）がこの法域について具体的に規定しているのであるが、ここでのテーマに引きつけて、これらの法律の基本的な規定内容を摘記すれば、下記のようなようである⁽⁵¹⁾。

- ① 教育財政については国と自治体が分担して責任を負う。但し、高等教育費（総合大学・専門大学）については国が単独で負担する。
- ② 義務教育学校、後期中等教育学校および職業教育学校に対する公財政支出については、学校の設置主体の如何に係わらず、同一の基準・原則が妥当する〈私立学校と公立学校の財政平等の原則〉⁽⁵²⁾。
- ③ 自治体およびその他の学校設置者は自己資金の補充として、国に対して補助金請求権を有する。国は設置者の財政事情や生徒数などを勘案して学校の設置費については25～70%、経常経費については45～60%の割合の補助をしなければならない。
- ④ 国からの補助金は費目は限定されず、一括交付される。

- ⑤ 私学は自治体からも補助金をうけることができる。それは、私学が独自のコンセプトにもとづいて教育を行うとの私学と自治体との協約による。
- ⑥ 私立学校の教員は公立学校の教員と同じ権利を有し義務を負う。給料その他の労働条件に関しても基本的には同様である。これらについては教員労働組合と当局との団体交渉によって決定される。かくして公立学校教員と私立学校教員との人事交流・配置換えも可能である。
- ⑦ 教員の給料は国が全額負担する⁽⁵³⁾。
- ⑧ 就学前教育から高等教育段階まで、国立・公立・私立学校ともに、授業料は無償である。憲法上の義務教育の無償規定（80条2項）は私学にも直接適用される。
- ⑨ 義務教育学校においては授業料だけでなく、教科書をはじめとする教材・教具、給食費、医療サービス、通学費も無償であり、遠距離通学の場合、交通費は自治体が負担する。後期中等教育学校においても給食費は無償である。

6-2-3 教育の自治・分権改革と改革教育学の公立学校教育への影響

フィンランドにおいては1990年、市町村自治法と上記学校法の制定により、かなりドラスティックな教育行政および学校教育の自治・分権改革が敢行された。すなわち、市町村自治法によって学校教育は市町村の自治事項と明記され、また1990年の学校法は「学校の教育上の自律性」と「教員の教育上の自由」を大幅に拡大・強化した。1992年には教科書検定制度が廃止されて、教科書の自由発行制度が導入され、また教科書の採択も上記学校法により各学校・教員の自律的な権限とされるに至った⁽⁵⁴⁾。

そして1994年には国の教育課程行政権が大幅に縮減され、国（正確には中央教育委員会）はこの領域においては原則としてナショナル・コア・カ

リキュラムの作成権を有するに止まり⁽⁵⁵⁾、それ以外の教育課程に関する権限は市町村ないし学校・教員に移譲されたのであった。フィンランドが市町村国家と言われる所以である⁽⁵⁶⁾。

なお上記のナショナル・コア・カリキュラムは私学に対しても拘束力をもつ国家的基準であるが、フィンランドにおいては固有の学校監督機関は置かれていない。中央教育委員会が教育制度に対する評価権限を有しているに止まる。

ところで、以上のような教育の自律性強化の動向と係わって、ここで格別に注目に値するのは、1980年代半ば以降、改革教育学がフィンランドの学校改革に少なからぬ影響を与えてきているという事実である。

すなわち、1985年の学習指導要領は教育課程編成面における学校と教員の自律的権限をかなり強化したのであるが、併せて公立学校において改革教育学にもとづく教育を行うことを可能にした。そして1990年の上記学校法と1994年の改訂学習指導要領はこれを更に促進し、こうして今日、公立学校においても各学校や教員の判断により、モンテソッリー教育学やフレネ教育学などに依拠して独自の教育を展開する公立学校が見られているところである〈公立学校の私立学校化〉⁽⁵⁷⁾。

6-3 ノルウェーにおける「私学の自由」と私学助成

6-3-1 公立学校に対するオルターナティブとしての私学

ノルウェー憲法（1814年）は教育条項を擁しておらず、現行法制上は、1985年に制定された私立学校法が私学の設置認可や私学の法的地位、さらには私学に対する公費助成などについて規定している。この法律は、「教育の自由」「私学の自由」を踏まえたとうえで、私学に対して基本的には公立学校と同じような法的地位を保障するなど、私学にきわめて好意的な条項をもっているのであるが、しかしノルウェーにおいてはこの20年間、私学はほとんど増加しておらず、総学校数に占めるその割合は初等教育学校、中等教育学校ともに約5%（自由ヴァルドルフ学校=32校）という状況にあ

る。その理由は、上記私立学校法によれば、私学はその教育の種類において公立学校と競争関係に立ってはならず〈公立学校教育と私立学校教育の同種性の禁止〉、公立学校に対する教育上のオールタナティブでなければならぬ、と位置付けられていることによるとされている⁽⁵⁸⁾。学校教育における多様性の確保＝教育における価値多元主義の立場であり、それを制度的に私学に期待するという仕組みである。

ちなみに、この点について、OECDの調査報告書「学校と質」も次のように概括しているところである⁽⁵⁹⁾。「ノルウェーにおいては財政支援によって、学校間の競争は意識的に避け、各学校の質が等しくなるような学校制度を創造することが目ざされている」。

6-3-2 私立学校法による私学助成請求権の保障

上述のように、上記1985年の私立学校法は私学に対する公費助成についても規定しているのであるが、同法によれば、私学助成の主要な目的は、公立学校に対する教育上のオールタナティブとしての私学を制度的に保障することにある、とされていることは注目に値しよう。「私学の自由」を財政的に担保する手段としての私学助成という法的位置づけである。

かくして私学は同法によって教育上広範な自由を保障されている一方で、教育上のオールタナティブとして設置された私学には私学助成請求権が保障されるところとなっている⁽⁶⁰⁾。上記私立学校法は国に対して私学助成義務を課しているのであるが、私学に対する公費助成は総支出額の85%で、「私学の自由」を考慮して、設置者に一括交付される⁽⁶¹⁾。こうして私学助成をうけることで、経常経費が全額カバーされる私学は、授業料を徴収してはならないとされている。

私立学校の教員は、私立学校法によって、給与および労働条件に関し、公立学校教員と基本的には同じ権利を保障されている。

なおオールタナティブとして認定された私学は、成績評価基準と卒業資格に関しては国の法令による規制をうける。

註

- (1) カトリック系私学とプロテスタント系私学の理念や現状について、詳しくは参照：Arbeitsgemeinschaft Freier Schulen (Hrsg.), Handbuch Freie Schulen, 1993, S.51ff.
- (2) T.F.Klaßen/E.Skiera (Hrsg.), Handbuch der reformpädagogischen und alternative Schulen in Europa, 1993, S.11ff.
- (3) ditto, S.19ff.
- (4) H. Avenarius / H. Heckel, Schulrechtskunde, 2000, S.202.
- (5) 以下の統計数値は原則として各国教育省のHPに所載の私学統計によるが、それが存在しない場合は下記によった。Eurydice, Eurostat (Hrsg.), Key Data on Education in Europe, 2012. W.Mitter, u.a. (Hrsg.), Die Schulsysteme Europas, 2004. F.R. Jach, Schulverfassung und Bürgergesellschaft in Europa, 1999. Eurydice, Private education in the European Union, 2000.
- (6) Ministry of Education, Culture and Science, Education, Culture and Science in the Netherlands, 2001, P.37, P.47.
- (7) HU. Heiner / S. Strunck (Hrsg.), Private Schulen in Deutschland, 2012, S.1.
- (8) BMBF (Hrsg.), Bildung in Deutschland 2012, S.31.
- (9) F.R.J ach, a.a.O., S.91.
- (10) P.Häberle, Europäische Verfassungslehre, 2008, S.126.
- (11) J. Meyer (Hrsg.), Charta der Grundrechte der Europäischen Union, 2006, S.226.
J. Ennuschat, Der Schutz der Privatschulfreiheit im europäischen Gemeinschaftsrecht, In: RdJB (2003), S.444.
- (12) このニース条約はEU憲法条約の第2部として、2004年12月16日にEUの官報で告示され、2006年11月までには発効する運びになっていた。けれども2005年5月にフランスが、6月にはオランダが憲法条約を否決したため、ヨーロッパ理事会は同年6月に「よく考えるための休憩」(Denkpause)を宣言することを余儀なくされた。
その後、上記憲法条約を修正したリスボン条約も、2008年6月、アイルランドが国民投票でこれを否決し、今日に至っている(以上、J.Meyer (Hrsg.), a.a.O.S.5-6.「朝新聞」・2008年6月15日付け)。
- (13) F.Hufen / J.P.Vogel (Hrsg.), Keine Zukunftsperspektiven für Schulen in freier Trägerschaft?, 2006, S.165.
- (14) S.Jenkner (Hrsg.), Internationale Erklärungen und Übereinkommen zum Recht auf Bildung und zur Freiheit der Erziehung.
- (15) Eurydice, Private Education in the European Union, 2000, p.60.
- (16) F.R.Jach, Schulverfassung und Bürgergesellschaft in Europa (以下、Schulverfassung), 1999, S.188-189.
W.Mitter, u.a. (Hrsg.), a.a.O.S.E.Bodenstein, Länderstudie Dänemark, In: M.S.Stubenrauch / E.Skiera (Hrsg.), Reformpädagogik und Schulreform in Europa, 1996, S.438~S.439. G. Lernbach, Private Schulen in Dänemark, In: endlich (1992), S.10.
- (17) M.Näf, Die dänische Efterskolen zwischen Schule, Studium und Beruf, In: endlich (1992), S.20.
- (18) デンマーク憲法の条文は下記に依った。S.Jenkner (Hrsg.), Das Recht auf Bildung und

- die Freiheit der Erziehung in Europäischen Verfassungen, 1994, S.23.
- (19) Europäischer Gerichtshof für Menschenrechte, Urteil vom 7. 12. 1976 (Sexualerziehung in Dänemark), In: RdJB (1977), S.150.
- (20) E.Bodenstein, a.a.O., S.439.
W.Mitter u.a. (Hrsg.), a.a.O.S.79. S.84.
- (21) D.Lemke, Bildungspolitik in Europa, 1992. S.90. H.P. de Lorent, Keine Angst vor Eltern-Autonomie und Elternbeteiligung nach der dänischen Schulreform, 1995, S.20.
- (22) F.R.Jach, Freie Schulen in Europa-Verfassungsrechtliche und gesetzliche Rahmenbedingungen für nichtstaatliche Schulen, 1992, S.14.
- (23) F.Thygesen, Bestand und Bedeutung der Grundrechte im Bildungsbereich in Dänemark, In: EuGRZ (1981), S.629ff
- (24) E.Bodenstein, a.a.O., S.439
- (25) F.R.Jach, Schulverfassung, a.a.O.S.189.
Eurydice, Formen, S.17.
- (26) F.R.Jach, Abschied von der verwalteten Schule, 2002, S.123～S.124.
- (27) G.Leunbach, a.a.O.S.10.
- (28) デンマークの国民学校法については、その抄訳が下記に収録されている。拙著「日本国憲法と義務教育」青山社、2012年、241頁以下。
- (29) F.R.Jach, Schulverfassung, S.192.
- (30) W.Mitter u.a. (Hrsg.), a.a.O.S.84.
F.R.Jach, Schulverfassung, S.190-192. E.Bodenstein, a.a.O.S.440-444.
Eurydice, Formen, S.20. F.Thygesen, a.a.O.S.631, In: EuGRZ (1981), S.629ff
G. Leunbach, a.a.O.S.11.
Europäische Kommission, Strukturen der allgemein und beruflichen Bildung in der Europäischen Union, 1995, S.68. L.Feron / I.Krampen, Die rechtliche und finanzielle Situation von Schulen in freier Trägerschaft in Europa, In: F.Hufen / J.P.Vogel (Hrsg.), Keine Zukunftsperspektiven für Schulen in freier Trägerschaft?, 2006, S.176.
- (31) Eurydice, Private Education in the European Union, 2000, P.45.P.56.
W.Mitter, u.a. (Hrsg.), a.a.O., S.34-S.35.
- (32) Eurydice, a.a.O.S.9.
F.R.Jach, Schulverfassung, S.177～178.
G.S.Bong, Länderstudie Belgien, in: M.S.Stubenrauch / E.Skiera (Hrsg.), Reformpädagogik und Schulreform in Europa, 1996, S.158.
- (33) 清宮四郎解説・訳「ベルギー憲法」宮沢俊義編『世界憲法集』岩波書店、1967年、56頁。
- (34) 武居一正解説・訳「ベルギー憲法」阿部・畑編『世界の憲法集』有信堂、1998年、382頁。
- (35) ベルギー憲法をモデルとして19世紀に制定された憲法としては、たとえば、下記が挙げられる。1837年のスペイン憲法、1844年と1864年のギリシャ憲法、1848年のオーストリア、オランダ、プロイセン、ルクセンブルグの各憲法、1866年のルーマニア憲法（武居一正、同前）。
- (36) ベルギー憲法の条文は下記に依った。S.Jenkner (Hrsg.), a.a.O., S19ff.
- (37) F.R.Jach, Schulverfassung, S.176.

- (38) ベルギーにおける連邦と共同体との権限配分はつぎのようになっている。連邦権限＝外交、防衛、司法、財政、社会法の立法。共同体権限＝文化、教育、社会・保健制度、言語に関する事項 (Europäische Kommission, Strukturen der Allgemeinen und Beruflichen Bildung in der Europäischen Union. 1995, S.14.)。
- (39) F.R.Jach, Schulverfassung, S.177.
- (40) Kommission der Europäischen Gemeinschaften, Formen und Status des Privaten und Nicht-staatlichen Bildungswesens in den Mitgliedstaaten der Europäischen Gemeinschaft (以下、Formen), 1992, S.11.
- (41) G.Charles, Schule und Religion in den Vereinigten Staaten, In: RdJB (1996), S.339.
- (42) F.R.Jach, Schulverfassung, S.179～180.
- (43) G.S.Bong, a.a.O., S.390. G.Fuchs, Bildungssysteme in Belgien,, In: Schulmanagement (1992), S.38. F.R.Jach, Schulverfassung, S.178.
Kommission der Europäischen Gemeinschaften, Formen, S.10.
- (44) F.R.Jach, Schulverfassung und Bürgergesellschaft in Europa, 1999, S.342.
スペイン憲法の条文は下記に依った。S.Jenkner (Hrsg.), Das Recht auf Bildung und die Freiheit der Erziehung in Europäischen Verfassungen, 1994, S.73ff.
- (45) Europäische Kommission (Hrsg.), Strukturen der Allgemeinen und Beruflichen Bildung in der Europäischen Union, 1995, S.9ff.
O.Anweiler, Bildungssysteme in Europa, 1996, S.225～S.226.
L.Feron / I.Krampen, Die rechtliche und finanzielle Situation von Schulen in freier Trägerschaft in Europa, In: F.Hufen / J.P.Vogel (Hrsg.), Keine Zukunftsperspektiven für Schulen in freier Trägerschaft?, 2006, S.169～S.170.
- (46) Kommission der Europäischen Gemeinschaften (Hrsg.), Formen und Status des Privaten und Nicht-Staatlichen Bildungswesens in den Mitgliedstaaten der Europäischen Gemeinschaft, 1992, S.9ff. W.Mitter u.a. (Hrsg.), Die Schulsysteme Europas, 2004, S.541～S.542.
- (47) F.R.Jach, Schulverfassung, S.235.
- (48) E.Korpinen / T.Peltonen, Privatschulen in Finnland, In: A.Gürlevik / C.Palention / R.Heyer (Hrsg.), Privatschulen versus staatliche Schulen, 2013, S.103, S.107.
- (49) この法律は、法案の段階では私学の設置認可請求権、私学と公立学校の財政平等の原則、私学の独自教育を追求する権利などを明記していたという (F.R.Jach, a.a.O., S.236)。
- (50) J.Kari / E.Skiera, Länderstudie Finnland, In: M.S.Stubenrauch / E.Skiera (Hrsg.), Reformpädagogik und Schulreform in Europa, 1996, S.457.
ちなみに、フィンランドにおいて私学の占める割合は初等学校で1.9%、中等教育学校で6.2%、職業教育学校で40.0%となっている (W.Mitter u.a. (Hrsg.), a.a.O.145)。また2010年現在、自由ヴァルドルフ学校は25校で、在籍児童・生徒数は約4,800人を数えるに至っている (E.Korpinen / T.Peltonen, a.a.O.S.107.)。
- (51) Europäische Kommission, a.a.O., S.364～S.365.. F.R.Jach, a.a.O., S.236～S.237.M.Borchert / R.Bell (Hrsg.), a.a.O., S.11～S.13. Eurydice, Private Education in the European Union, 2000, p.120～p.123.
- (52) 現行法制上、「私立学校と公立学校の財政平等の原則」を国レベルで費目を問わず包括

ヨーロッパにおける「私学の自由」と私学助成の法的構造

- 的に法制度化しているのは、オランダ、スウェーデン、ポーランド、フィンランドの4カ国である (L.Feron / I.Krampen, a.a.O., S.174. Key Data, op. cit. p.163)。
- (53) ヨーロッパ諸国において、私学教員の人件費を全額国庫負担としているのは、オランダ、ベルギー、オーストリア、フィンランド、アイルランド、スペイン、ポルトガルの7カ国だとされる (L.Feron / I.Krampen, a.a.O., S.175.)。
- (54) F.R.Jach, a.a.O., S.234～S.235.
- (55) フィンランドにおいては中央教育行政機関として教育省と中央教育委員会が置かれている。両者の間には原理的な権限配分があり、教育省はいわゆる外的学校事項を所管し、教育目的・教育内容・教育方法などのいわゆる内的学校事項は、「教育の専門性と自律性」を考慮して、教育専門家、地方教育行政担当者、教員や社会団体の代表者などから構成される中央教育委員会の権限とされている (Europäische Kommission, a.a.O., S.362～S.364.)。
- (56) フィンランドは12の州と452の市町村から構成されているが、州の教育権能はきわめて限られており、教育行政機構は基本的には国と市町村の2段階で構成されている (W.Mitter u.a.a.O.S.145.)。
- (57) E.Skiera, Reformpädagogik und Innere Schulreform in Geschichte und Gegenwart, In: A.L.Matthies / E.Skiera (Hrsg.), Das Bildungswesen in Finnland, 2009, S.108～S.113. ders. Reformpädagogische Schulmodelle und ihr Einfluss auf die Schulreform der Gegenwart in internationaler Sicht, In: A.Gürlevik / C.Palentien / R.Heyer (Hrsg.), a.a.O., S.137ff. J.Kari / E.Skiera, a.a.O., S.457～S.459.
- (58) F.R.Jach, a.a.O., 232.
- (59) ditto
- (60) F.R.Jach, a.a.O., S.230.
- (61) W.Mitter u.a. (Hrsg.), a.a.O.358. Europäische Kommission, a.a.O., S.488.